

新型インフルエンザ対策行動計画

平成19年6月

東京ガス株式会社

1. 総則

1-1 目的

- (1) この行動計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザが国内外において発生した場合においても、ガスの製造・供給に支障をきたすことのないよう、取るべき対応・措置を定める。

（注）新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この行動計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

1-2 定義

- (1) この計画において「フェーズ4 B」とは、国内においてヒトからヒトへの新型インフルエンザの感染が確認されたとして厚生労働省が宣言する状態をいう。
- (2) この計画において「フェーズ5 B」とは、国内においてヒトからヒトへの新型インフルエンザの大きな集団感染が確認されたとして厚生労働省が宣言する状態をいう。

1-3 危機管理体制

- (1) 新型インフルエンザが国内外において発生した場合の体制は、以下の区分による。

新型インフルエンザの発生状況	体制の区分
国内においてヒトからヒトへの感染が確認される（厚生労働省が「フェーズ4 B」への移行を宣言する）	第一次非常体制
国内においてヒトからヒトへの大きな集団感染が確認される（厚生労働省が「フェーズ5 B」への移行を宣言する）	第二次非常体制

- (2) 非常体制の組織および分担は、別表第1-1、別表第1-2に定める。
- (3) 非常体制への移行は、事務局の具申にもとづいて社長が決定する。ただし社長が不在の場合には別表第2により代行する。
- (4) 非常体制においては、別表第3に定めるとおり外部諸機関との連絡を密に取る。
- (5) 本部長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなっ

た場合には、非常体制を解除または変更する。

2. 非常体制移行前の対応

2 - 1 情報収集及び周知

- (1) 各班は、別表第3に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

2 - 2 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制の検討

- (1) エネルギー生産班、防災・供給班、緊急保安班および広域圏企画班は、保安の確保を前提として、ガスの安定供給に最低限必要な業務等について予め検討し、新型インフルエンザの流行段階に迅速に対応できるよう準備しておく。
- (2) 併せて、事業継続のために必要となる、日勤者の直勤務へのシフト等の対応策を検討するとともに、非常時を想定した訓練等を必要に応じて実施する。

2 - 3 従業員等への感染の予防のための措置

人事班は、医療用マスク、感染予防のゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザの流行に備えた準備を行う。

3. 第一次非常体制における対応

3 - 1 情報収集及び周知

- (1) 各班は、別表第3に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

3 - 2 感染拡大時の事業運営体制

(1) エネルギー生産班、防災・供給班、緊急保安班および広域圏企画班は、事業継続を前提として予め定めた、2-2の事業運営体制へ移行する。

(2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

3-3 感染拡大予防のための措置

人事班は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザの基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
- ② 人事班に設置する健康相談窓口とその活用方法
- ③ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
- ④ 社員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること
- ⑤ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
- ⑥ 新型インフルエンザ発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

4. 第二次非常体制における対応

4-1 情報収集及び周知

各班は、3-1に定める情報収集および周知を継続して行う。

4-2 感染拡大時の事業運営体制

(1) エネルギー生産班、防災・供給班、緊急保安班および広域圏企画班は、事業継続を前提として予め定めた、2-2の事業運営体制を維持・強化する。

(2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

4-3 感染拡大予防のための措置

人事班は、第二次非常対策本部設置後、3-3に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。

- ①国内外の新型インフルエンザ感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ②社員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
- ④第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
- ⑤第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。
- ⑥国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。
- ⑦国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する社員等及びその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員等及びその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

非常体制の分担業務

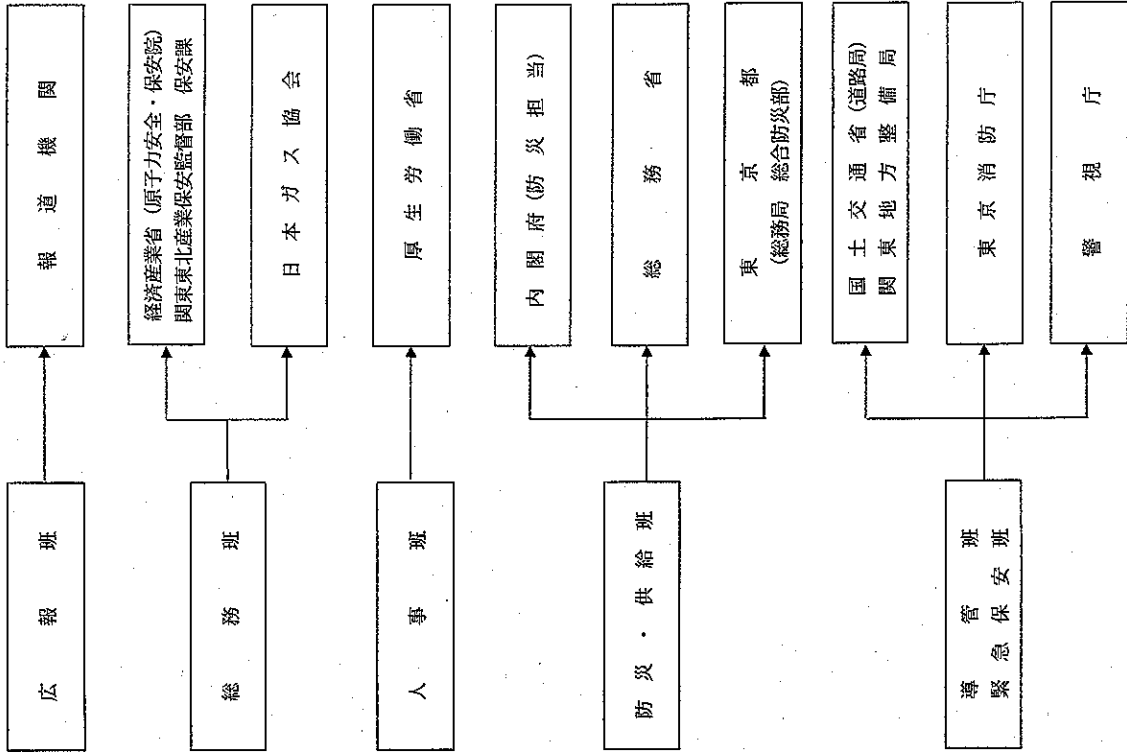
名称		主な役割・業務
本部長		本部業務の推進・統括
副本部長		本部長の補佐
広報班		外部広報対応
総務班		経済産業省・局対応、JGA対応、本社建物管理に関わる総合警備体制確立
人事班		社員・グループ社員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底
経理班		会計処理対応、必要な現金調達
資材班		資機材等の調達・管理
管財班		全社建物管理に関わる警備体制策の検討・実施
リビングエネルギー統括班	お客さま保女班	ES・EF・TGカスタマー対応策の検討・実施
	お客さまサービス班	一般お客さま対応策の検討・実施
	リビング企画班	リビングエネルギー統括班の調整及び広報班と連携した支社(本店)の広報支援
リビング法人営業統括班	設備エンジニアリング事業班	お客さまサービス班の支援
エネルギーソリューション統括班	エネルギー企画班	本部内実施策の検討・実施、本部が担当するお客さま対応策の検討・実施
広域圏営業統括班	広域圏企画班	支社対応策の検討・実施
	広域圏営業班	卸供給先対応策の検討・実施
導管ネットワーク統括班	導管班	本部内実施策の検討・実施、供給操作の検討・実施、導管事故処理計画検討・実施、導管警備体制の確立
	緊急保女班	
	防災・供給班	
エネルギー生産統括班	エネルギー生産班	本部内実施策の検討・実施、生産・稼働計画見直し検討・実施、各工場警備体制の確立
資源事業統括班	原料班	本部内実施策の検討・実施、配船変更等の検討・実施、原料輸送(タンカー等)に関わる警備体制の確立
IT統括班	IT活用推進班	本部内実施策の検討・実施
支援班		他班のサポート、応援
事務局	(総務部)	情報の収集・分析、記録の収集・保管、その他必要な事項

体制発令の代行順位

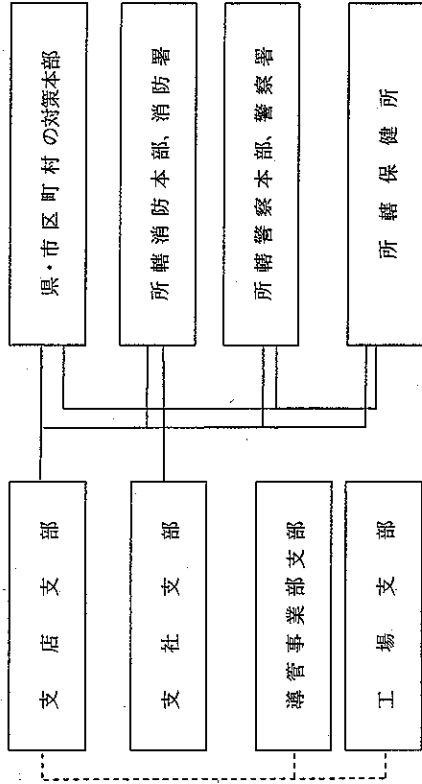
代行順位	代 行 者	備 考
第1位	副 社 長	
第2位	総務部担当役員	
第3位	総務部長	
第4位	文書グループマネージャー	
第5位	供給指令センター所長	

防災関係機関との情報連絡経路

〔本部〕



〔支部〕



- ・ 上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各支部で対応する。
- ・ 導管事業部支部、工場支部は、支店支部との連絡を保持しつつ、必要に応じて、所轄行政の対策本部・官公署と情報交換を行い、具体的な対応を図る。

上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する